

地域型保育事業の 認可基準について

平成26年4月22日(火)

東村山市子ども育成課

1. 地域型保育事業の概要

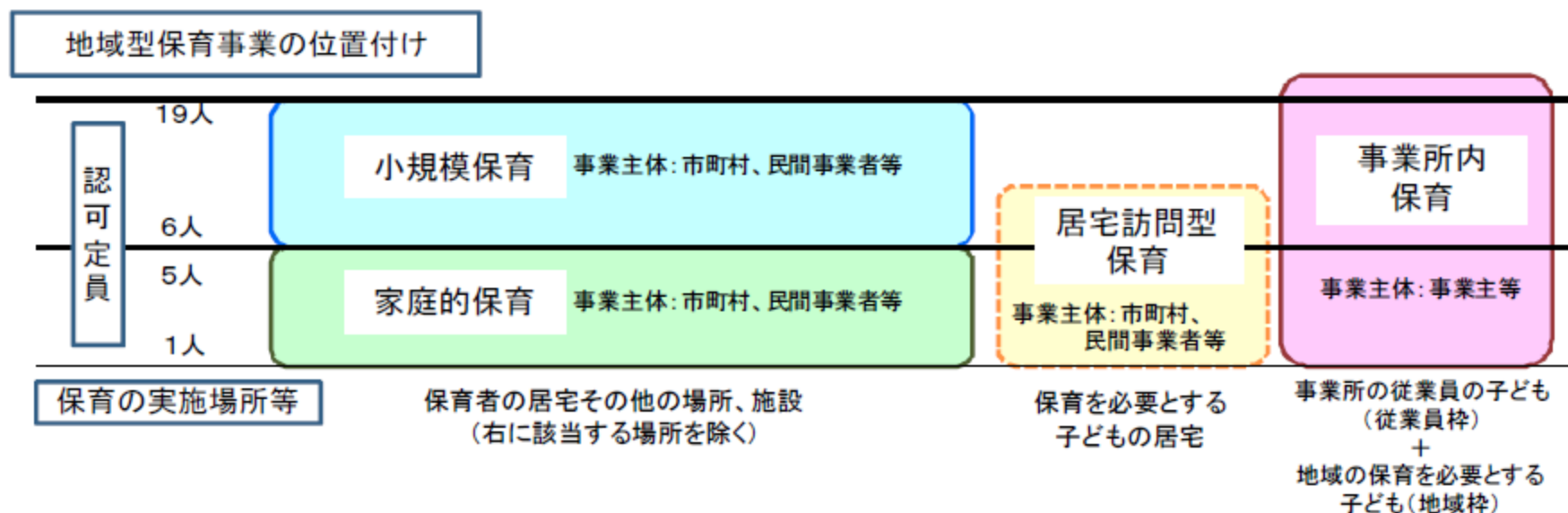
子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)



【各事業の特徴】

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	少人数(現行は家庭的保育者1人につき、3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	6～19人まで	様々(数人～数十人程度)	1対1が基本
場所	家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	多様なスペース	事業所その他様々なスペース	利用する保護者・子どもの居宅

【概要】

- 地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする。
こととしている(保育所に関する認可制度と同様)。
- 地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

既存保育施設の地域型保育事業への移行準備を考え、平成26年6月定例会に上程予定

- 国が定める基準については、
 - ア「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イそれ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。
 - 特に、「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて、公的空間等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」としている。

- 地域型保育事業については、現行の類似の事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要であり、地域型保育事業の実態調査等を踏まえ、検討を進める。

【従うべき基準・参酌すべき基準】

基準の分類	基準の意味	異なる基準を定める許容の程度
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるが、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準	十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。

2. 地域型保育事業の認可基準

①職員数・資格要件(従うべき基準)

【職員数】

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合 5:2)	国基準どおり
小規模保育事業	A型	0歳児 3:1 1～2歳児 6:1 +1名	
	B型		
	C型	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合 5:2)	
事業所内保育事業	定員19名以下	0歳児 3:1 1～2歳児 6:1 +1名	
	定員20名以上	0歳児 3:1 1～2歳児 6:1	
居宅訪問型保育事業		0～2歳児 1:1	

①職員数・資格要件(従うべき基準)

【資格要件】

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)※1	国基準どおり
小規模保育事業	A型	保育士 ※2	
	B型	保育士 1/2以上 ※2	
	C型	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)※1	
事業所内保育事業	定員19名以下	上記 A型・B型と同様	
	定員20名以上	保育士 ※3	
居宅訪問型保育事業		必要な研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	

※1 市町村長が行う研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者

※2 0～2歳児4名以上受入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可

※3 0歳児6名以上受入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可

②設備・面積基準(参酌すべき基準)

【居室の設備・面積基準】

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		保育を行う専用居室 1人3.3m ²	国基準どおり
小規模保育事業	A型	0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人3.3m ²	
	B型	2歳児 保育室 1人1.98m ²	
	C型	0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人3.3m ² 2歳児 保育室 1人3.3m ²	
事業所内保育事業	定員19名以下	0・1歳児 乳児室(1人1.65m ²)又はほふく室(1人3.3m ²) 2歳児 保育室 1人1.98m ²	
	定員20名以上	0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人3.3m ² 2歳児 保育室 1人1.98m ²	
居宅訪問型保育事業		—	

②設備・面積基準(参酌すべき基準)

【屋外遊技場の設備・面積基準】

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 (付近の代替地も可) 2歳児 1人3.3m ²	国基準どおり
小規模保育事業	A型	屋外遊技場(付近の代替地も可) 2歳児 1人3.3m ²	
	B型		
	C型		
事業所内保育事業	定員19名以下	屋外遊技場(付近の代替地も可) 2歳児 1人3.3m ²	
	定員20名以上		
居宅訪問型保育事業		—	

③給食(従うべき基準)

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		自園調理(調理業務の委託可)※1 調理設備 調理員(保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可) ※2	国基準どおり
小規模保育事業	A型	自園調理(調理業務の委託可) ※1	
	B型	連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、病院含む) 調理設備	
	C型	調理員※2	
事業所内保育事業	定員19名以下	自園調理(調理業務の委託可) ※1 連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、病院含む) 調理設備(19名以下)、調理室(20人以上)	
	定員20名以上	調理員※2	
居宅訪問型保育事業		—	

※1 現在、自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。

※2 連携施設等からの搬入を行う場合、不要。

④連携施設等(従うべき基準)

家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者を除く)は、利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、以下に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(「連携施設」)を適切に確保しなければならない。

- 集団保育を体験させるための機会の設定
- 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援
- 代替保育の提供(必要に応じて)
- 卒園後の受け皿

		国基準	市基準(案)
家庭的保育事業		連携施設の設置が必要 ※1 嘱託医 ※2	国基準どおり
小規模保育事業	A型		
	B型		
	C型		
事業所内保育事業	定員19名以下		
	定員20名以上		
居宅訪問型保育事業		連携施設の設置は一律に求めない ※3	

- ※1 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設置を求めないことができる(経過措置)。
- ※2 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能
- ※3 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設置を求めていくことを基本とする。